

## さいたまは一と「たのしむ」推進部会設置要綱（案）

（目的）

第1条 本市の、自転車を活用したまちづくりの総合的な計画である、『さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまは一と～』（以下「さいたまは一と」という。）に掲げる施策の柱のうち、「たのしむ」に関する施策について意見聴取を行うことを目的に、さいたまは一と推進協議議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、さいたまは一と「たのしむ」部会（以下「部会」という。）を設置する。

（意見を提供する事項）

第2条 部会は以下に掲げる事項について協議を行い意見を提供する。

- （1）さいたまは一とに掲げる「たのしむ」に関する施策に関する事項
- （2）その他本市の自転車活用に関する事項

（組織）

第3条 部会は、協議会の委員及び臨時委員のうち、「たのしむ」に関する施策に関し、専門的な知識を有する者をもって構成する。

2 部会の構成委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

（部会長）

第4条 部会に、部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 部会長は部会の会議を召集し、その議長となる。

- 2 やむを得ない理由により、会議に出席することができない委員は、委任状を提出することにより、代理人をオブザーバーとして出席させることができる。
- 3 会議は、原則非公開とする。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、都市局都市計画部自転車まちづくり推進課が行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。